

【参考資料】

令和3年度 三豊市保育施設保育料について

1. 保育料の算定根拠

保護者の市民税所得割額の合計額で算定。

【4月分～8月分の保育料】 ⇒ 令和2年度市民税所得割額で算定。
(令和元年分の収入に対する課税額)

【9月分～翌年3月分の保育料】 ⇒ 令和3年度市民税所得割額で算定。
(令和2年分の収入に対する課税額)

2. 保育施設保育料額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)		
区分	定義	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	無料		0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、市民税非課税世帯			0円	0円	
第3階層	市民税の所得割 課税額の区分が 次の区分に該当 する世帯			48,600円未満	12,000円	11,800円
第4階層				97,000円未満	23,500円	23,100円
第5階層				169,000円未満	35,000円	34,400円
第6階層				301,000円未満	44,000円	43,300円
第7階層				397,000円未満	45,000円	44,200円
第8階層				397,000円以上	45,000円	44,200円

(備考)

- 市民税所得割額の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。
- 保育施設または幼稚園等に通っている児童が2人以上いる場合は、2番目半額。
- 現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の児童は、保育料が免除。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。
- 保育料は、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、利用と同時に納付義務が生じます。